保証協会機関誌

冬号
平成23年
NO.632

保証のしるべ

Contents

◆随想／「鉄のまち･･･室蘭」
北海道銀行 室蘭支店 支店長　内山 敦志……2～3
◆保証申込関係様式の改正等について……4～5
◆平成23年度 優良店舗の表彰について……6
◆経営安定関連（セーフティネット）保証7号の指定金融機関について……7
◆年度末金融を実施しています……7
◆コンプライアンスの実践の取り組み……8
◆反社会的勢力に対する姿勢……9
◆個人情報保護宣言……10～11
◆【金融機関の皆様へ】保証料送金停止期間について……11
◆景況調査・統計資料……12～

㊒北海道信用保証協会
http://www.cgc-hokkaido.or.jp/

ESSAY
随想

「鉄のまち･･･室蘭」

北海道銀行 室蘭支店 支店長　内山 敦志

はじめに

「天井から吊り下げられた巨大な鍋がゆっくり傾けられると、溶けた黄白色の銑鉄が転炉に注がれていく。しばらくすると、転炉の内部には高純度の酸素が送り込まれ最高温度に達した銑鉄はまばゆい光を放ちながら鋼へと生まれ変わるのである。」（新日鐵室蘭、製鋼工場）

室蘭に住んで2年半が過ぎました。これまでの見聞の成果?で、少しはこの土地についてお話が出来るようになったのではと勝手に思っています。

今回は、鉄をキーワードにしていくつかの室蘭をご紹介します。

世界レベルの工場

室蘭の代表企業は、新日本製鐵と日本製鋼所です。測量山の展望台から室蘭港を見下ろすと、湾をぐるりと取り囲むように広大な工場群を一望することができます。その面積は530万㎡、札幌ドーム100個分に近い広さです。両社ともこの土地で100年の歴史を刻み、長年にわたり地域の人々と深い関わりを持ってきました。

日本製鋼所室蘭製作所の創業は、明治40年で105年の歴史を持つ事業所です。太平洋戦争終了までは軍事工場として兵器の生産を手がけ、戦艦の大型砲身などの製造技術は現在に引き継がれています。この技術は鍛造といい、鋼の塊を加熱しプレスやハンマーで鍛錬して成型加工することです。日本刀の製作においても鍛造技術が生かされています。実は同製作所には日本刀の鍛刀所があり、堀井胤匡さんという刀鍛冶が居て日本刀の受注生産をしています。現在の室蘭製作所で造られる主な製品は、火力、原子力発電に欠かせないタービンの軸や圧力容器、石油精製設備のリアクターと呼ばれる容器などで、超大型で最大強度を要求される製品ばかりです。一昨年、同製作所では世界最大級の鍛造用14,000トン油圧プレス機を導入しました。このプレス機が設置されている第二鍛錬工場内を見学させていただきましたが、10m以上はある巨大なプレス機には本当に驚きました。大型鍛鋼品の製造では世界一の工場がここにあります。

14,000t油圧プレス機（㈱室蘭民報社提供）

新日本製鐵室蘭製鐵所は、私が室蘭に赴任した年の7月に創業100年を迎えました。1909年（明治42年）7月21日、北海道炭鉱汽船が室蘭の輪西村に製鉄場を建設し高炉に火入れをしたのがこの日だそうです。その後100年以上の間、室蘭の溶鉱炉の火は消えることなく燃え続けています。太平洋戦争では室蘭製鐵所も米軍の艦砲射撃を受け、工場設備に甚大な被害があっただけでなく、182名の従業員、家族が亡くなられたそうです。戦後の高度成長では4つの高炉を持ち年間の粗鋼生産量は400万トンを超え、日本有数の製鉄所として存在していました。その後、鉄鋼不況で全国の高炉の火が次々と消えていく中で室蘭は1基の高炉が残ることとなりました。現在の製造品は、曲げに強い肌焼き鋼、ばね鋼、耐摩耗性に優れる軸受け鋼など多種にわたり特殊鋼と呼ばれています。これらは主に自動車のエンジンや駆動系の重要保安部品に使われています。もちろんここで造られる製品は世界一の品質を誇っています。

ESSAY 随想

新日鐵室蘭 第二高炉（新日鐵室蘭総務グループ提供）

1,380mと5cm

白鳥大橋は、昭和60年に着工され平成10年に開通した東日本最大のつり橋です。橋長は1，380m、室蘭港の入り口に架けられ、絵鞆（えとも）半島の突端と内陸側の国道37号線を結んでいます。自動車専用ですので歩いては渡れません。この大橋建設には大量の鋼材が使われ、橋げたや橋脚などの受注に多くの地元企業が関わり十余年に及ぶ景気の下支えをしたとされています。新日鐵はメインケーブルのピアノ線を延べ2万メートルも納入しました。大橋を半島側に向かって進むと、右前方に風力発電の風車が見えます。その電力は夜間、大橋のライトアップイルミネーションに使用されています。白鳥大橋は室蘭の最大のシンボルとして昼も夜もその美しい姿を見せています。

室蘭から発信されているものづくりのマスコット「ボルタ」を紹介します。ボルタは、鉄製のボルトやナットを曲げたり、はんだ付けして作られた5センチほどの人形の愛称です。室蘭市輪西町に工房があり地元の方が手作り製作をしています。

スポーツをしたり、楽器を弾いたり、様々なポーズのボルタが100種類あり、販売店も道内各地に拡大中です。工房では体験製作もできます。この事業は鉄と町と人をつなげようと地元が起こしたプロジェクトのひとつです。

バイオリンを弾くボルタ

やきとりと夜景

室蘭やきとりは、最近のご当地グルメブームもあって、今では随分有名になりました。豚肉とたまねぎを交互にくしに刺し、たれを使ってジューシーに焼き上げたものを洋がらしをつけて食べる。
これは何十年も昔から室蘭で親しまれてきたスタイルなのです。焼き鳥なのになぜ豚肉?という話は次の機会にするとして、鉄の町に働き、日本の経済を支えてきた当時の人々にとって、このちょっとボリュームのあるやきとりは最高のスタミナ源だったのではないでしょうか。

最近、室蘭の隠れた魅力、「工場夜景」が脚光を浴びつつあります。昨年、川崎、四日市、北九州とともに室蘭が四大工場夜景として紹介され、室蘭市も、新しい観光資源として力を入れています。
港を取り囲む工場群の無数の保安灯の光は、昼間の重厚なイメージの工場からは想像のつかない繊細できらびやかな景色をつくり出しています。ビールとやきとりをやりながら、鉄のまちの夜景を眺めるのも良いものです。

最後に、室蘭は、派手さはないけれど人の心は温かく、都会的なスマートさも兼ね備えていると感じています。変化に富んだ海と山と工場の景色は心が癒されます。冬暖かく雪も少ない。夏は涼しく、春から夏にかけての霧もまたそれはそれで風情のあるものです。

私の銀行生活も来年30年になります。旅の人とも言われる転勤族ではありますが、これまで過ごした土地には生涯、愛着を持ち続けたいと思います。

白鳥大橋と工場夜景（室蘭観光推進連絡会議提供）

保証申込関係様式の改正等について

当協会では、平成21年7月に「信用保証委託契約書」等の保証申込関係様式に暴力団排除条項を導入しておりますが、反社会的勢力が共生者を利用しつつ不正に信用保証協会の保証を利用することに対し適切かつ有効に対処するため、暴力団排除条項における反社会的勢力の定義に「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を属性要件として追加したうえで、反社会的勢力の共生者についても新たに規定し、保証申込関係様式の改正を行うこととなりました。

1．改正箇所

暴力団排除条項の改正

「信用保証委託契約書」および「保証委託ならびに共同保証契約書」の暴力団排除条項における反社会的勢力の属性要件として「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を追加するとともに、反社会的勢力の共生者も新たに規定しました。

（反社会的勢力の排除）改正後の表記

委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している関係を有すること
④ 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる者

2. 改正する様式

(1)信用保証委託契約書(一般用、様式番号2001－1)
(2)信用保証委託契約書(流動資産担保融資保証用、2001－15)
(3)信用保証委託契約書(事業再生保証用、2001－16)
(4)信用保証委託契約書(特定信用状関連保証用、2001－18)
(5)信用保証委託契約書(一括支払契約保証用、2001－20)
(6)信用保証の委託ならびに共同保証契約書(特定社債保証、一括償還用)
(7)信用保証の委託ならびに共同保証契約書(特定社債保証、定時償還用)

3. 実施時期

新様式につきましては即日ご使用いただけますが、旧様式もご使用可能な経過措置期間を平成24年3月30日(金)の保証申込受付分までとし、平成24年4月2日(月)の保証申込受付分からは、新様式へ全面移行といたします。

平成24年4月2日保証申込受付以降に改正前の信用保証委託契約書で申込があった際は、お手数ですが、改正後の信用保証委託契約書への差し替えをお願いすることとなります。

4. 改正後様式の発送等

(1)特定社債保証について

特定社債保証の保証委託ならびに共同保証契約書は、契約時に金融機関にて作成いただいておりますので、改正時期は金融機関ごとに異なります。

改正後の様式は即日ご使用いただけますが、平成24年4月2日以降の本申込受付分からは、改正後の様式をご使用ください。

(2)事業再生保証・特定信用状関連保証・一括支払契約保証について

事業再生保証・特定信用状関連保証・一括支払契約保証も信用保証委託契約書の改正を実施いたしますが、特殊な保証制度専用の様式であるため、改正後の様式につきましては保証申込の都度、個別に当協会にご連絡をくださいますようお願いいたします。

(3)その他の様式について

一般保証用の信用保証委託契約書および申込書式セットは既に送付しておりますので、旧様式の在庫は廃棄処分願います。

その他の書式につきましては、必要に応じて当協会本・支店へお申し付け願います。

平成23年度　優良店舗の表彰について

平成23年１月から12月までを対象期間として、選定基準に該当した店舗に対し感謝状と記念品の贈呈をさせていただきました。

リスク管理も行いながら、中小企業者の資金需要に積極的に取り組まれたことに対し、深く感謝を申し上げます。

なお、平成23年度優良店舗に該当された店舗は以下のとおりです。

◆平成23年度　優良店舗一覧（選定店舗　全30店舗）

1．銀行グループ（設定：20店舗）

金融機関名	店舗数	店舗名	部署
みずほ銀行	1	札幌	保証一課
三菱東京UFJ銀行	1	札幌	保証三課
北海道銀行	8	札幌駅前	保証一課
		白石	保証二課
		岩見沢	保証四課
		函館	函館支店
		帯広	帯広支店
		北見	北見支店
		網走	北見支店
		苫小牧	苫小牧支店
北陸銀行	1	旭川	旭川支店
北洋銀行	2	江別中央	保証四課
		富良野	旭川支店
選定店舗数	13		

2．信金・信組グループ（設定：30店舗）

金融機関名	店舗数	店舗名	部署
札幌信用金庫	1	北広島	保証四課
苫小牧信用金庫	1	千歳	保証二課
小樽信用金庫	1	入船	小樽支店
北海信用金庫	3	本店	小樽支店
		沢町	小樽支店
		古平	小樽支店
旭川信用金庫	2	末広	旭川支店
		東旭川	旭川支店
留萌信用金庫	1	旭川	旭川支店
帯広信用金庫	2	芽室	帯広支店
		つつじが丘	帯広支店
大地みらい信用金庫	1	羅臼	釧路支店
網走信用金庫	2	本店	北見支店
		駅前	北見支店
札幌中央信用組合	1	山鼻	保証一課
空知商工信用組合	1	美園	保証四課
釧路信用組合	1	桂木	釧路支店
選定店舗数	17		

経営安定関連(セーフティネット)保証7号の指定金融機関について

中小企業信用保険法第２条第４項第７号の規定に基づく金融機関の指定が、以下のとおりとなっておりますのでお知らせします。

（指定期間平成24年1月1日～平成24年6月30日）

【道内に本支店を有する金融機関 関係分】

りそな銀行・北海道銀行・みちのく銀行・みずほ信託銀行・中央三井信託銀行・住友信託銀行・新生銀行・伊達信用金庫・日高信用金庫・函館信用金庫・小樽信用金庫・北央信用組合・釧路信用組合

※北星信用金庫については平成23年12月31日をもって指定解除となりました。

経営安定関連保証７号とは・・・

支店の削減等による相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っているものとして、経済産業大臣の指定を受けた金融機関（以下 指定金融機関という）と金融取引を行っている中小企業者のうち、指定金融機関からの借入の減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じていると認められる中小企業者（特定中小企業者）を対象とした制度で、経営安定関連保証の中の一つ。

【認定基準】

次のいずれにも該当すること。

①指定金融機関と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であるもの

②指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少しているもの

③金融機関からの総借入金残高が前年同期比で減少しているもの

なお、ご利用には市町村長から「特定中小企業者」であることの認定を受ける必要があります。認定書の用紙は各市町村の窓口に用意されております。

年度末金融を実施しています

年度末の資金需要期を迎える中小企業の金融の円滑化を図るため、本年度も北海道による「中小企業年度末金融」が融資目標額１９５億円をもって実施されています。どうぞご利用ください。

融資対象	道内に事業所を有する中小企業者および中小企業等協同組合法に基づく組合とします。ただし、遊興娯楽等の一部業種は除きます。
融資金額	１企業　３,０００万円以内 組　合　５,０００万円以内（転貸の場合は１億円以内）
資金使途	運転資金
融資期間	１年以内
融資利率	各金融機関の利率
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付
取扱期間	平成２４年２月６日（月）～３月２３日（金）まで （信用保証協会の申込受付日を基準とします）

コンプライアンスの実践の取り組み

北海道信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい実践態勢を敷いています。

北海道信用保証協会倫理憲章

1. **信用保証協会の公共性と社会的責任**
   信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. **質の高い信用保証サービス**
   経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. **法令やルールの厳格な遵守**
   あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. **反社会的勢力との対決**
   市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. **地域社会への貢献**
   広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

コンプライアンス組織体制図

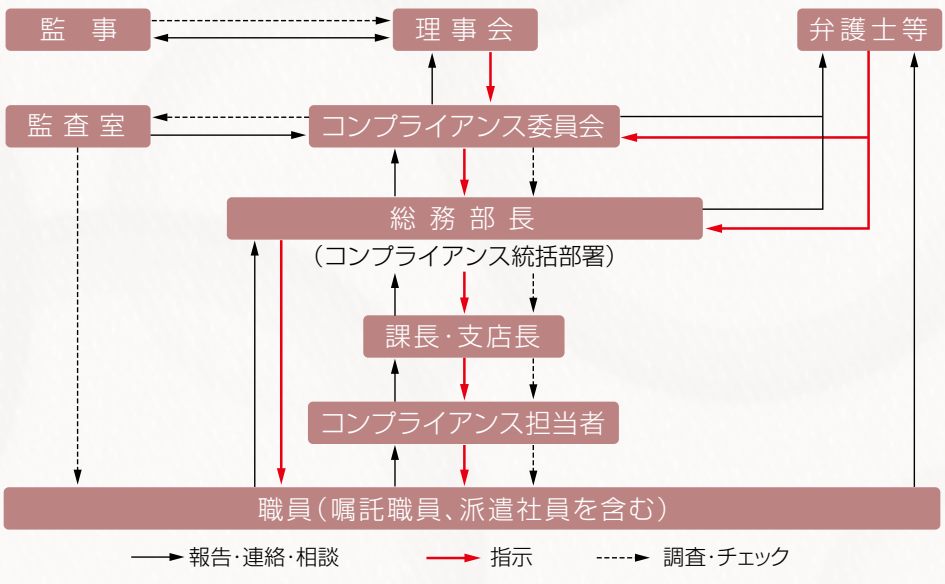

反社会的勢力に対する姿勢

～「反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません」～

信用保証協会では、平成21年7月より「反社会的勢力は信用保証の対象とならない」ことを信用保証委託契約書等においても明記しているところですが、先般、反社会的勢力の定義に「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を属性要件として追加したうえで、反社会的勢力の共生者についても新たに定められ、いずれの者も信用保証の対象としないこととしました。

信用保証協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ信用保証の対象としておりません。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
④ 暴力団準構成員
⑤ 暴力団関係企業
⑥ 総会屋等
⑦ 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
⑧ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
⑨ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
⑩ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
⑪ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑫ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

～ご不明な点はご連絡を～

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら信用保証協会、金融機関、もしくは地元警察までご連絡ください。

札幌本店	011－241－2231	旭川支店	0166－24－1441
函館支店	0138－23－8425	釧路支店	0154－23－1361
帯広支店	0155－24－3658	室蘭支店	0143－45－6001
北見支店	0157－24－5196	滝川支店	0125－23－1201
小樽支店	0134－22－5188	苫小牧支店	0144－33－1751

北海道警察本部暴力団対策課　または　捜査第四課
011－251－0110

個人情報保護宣言

北海道信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

（5）個人データの委託

・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データの開示・利用目的の通知

・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
・請求の方法は、当協会窓口に備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参または郵送してください。

(7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
・(6)および(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の4.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住　　所　札幌市中央区大通西14丁目
電話番号　011－241－5554
部 署 名　総務部　総務課

【金融機関の皆様へ】保証料送金停止期間について

1. **3月21日(水)から4月4日(水)**までは当協会決算処理に伴い保証料受入処理ができないため、送金手続を停止願います。
2. 3月19日(月)までに送金いただいた分の「保証料送金通知書」および「保証料送金通知書集計票」については、**3月30日(金)までに必着**するようご送付願います。
3. 3月19日(月)までに送金手続できなかった保証料については、4月5日(木)以降に送金願います。

※2月20日付文書にて各金融機関本部または札幌支店、北海道事務所宛に通知しております。

本件についてのお問い合わせ先
総務部総務課　TEL 011－241－5554

北海道内保証利用先
中小企業金融動向調査（平成23年 10月～12月期調査）

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆様の景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険情報部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に保証利用先についてアンケート調査を行っているもので、昭和44年以来実施している調査です。

この度、平成23年10～12月期の調査結果が発表されましたので、お知らせします。

【調査時点】　平成23年12月中旬
【調査対象】　1,252企業
【有効回答数】　311企業（回答率24.8%）
【調査方法】　封書によるアンケート調査

保証先中小企業の景況感は、厳しい状況ながら、持ち直しの動きが続いている。

概況

総合DIの推移

全国

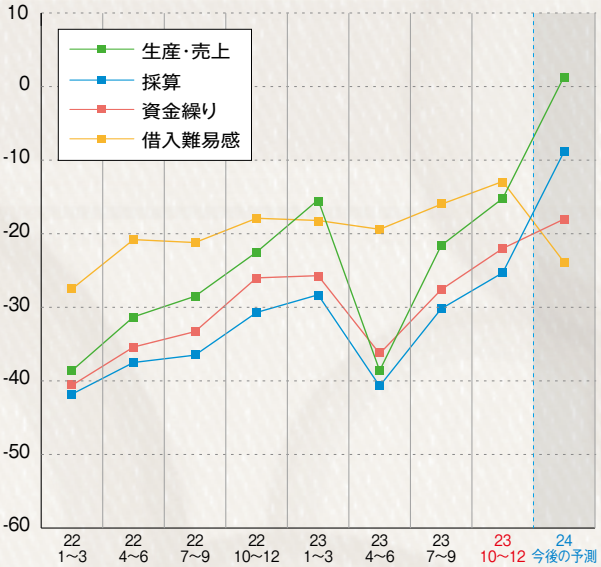

北海道

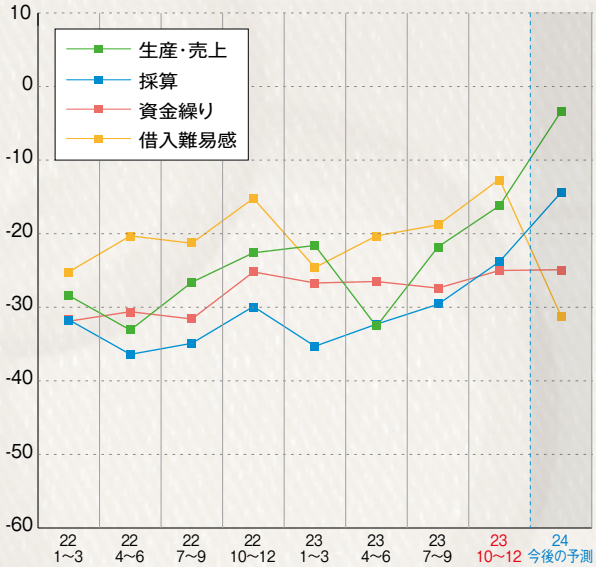

コメント　～全国的に改善が進んでいる

今期調査（平成23年10～12月期）による景況動向指数は、全国値では、生産DIが+6.4ポイント、採算DIが+4.9ポイント、資金繰りDIが+5.6ポイント、借入難易感が+3.1ポイント上昇し、マイナス幅が縮小した。北海道においても、生産・売上DIで+5.6ポイント、採算DIが+5.8ポイント、資金繰りDIが+2.4ポイント、借入難易感が+6.2ポイント上昇し、マイナス幅が縮小するなど、改善の動きが見られる。
今後の予測については、生産・売上、採算については改善を見通す反面、借入難易感は悪化を見通ししている。

※景気動向指数DI（Diffusion Index）とは…

景気動向指数DIとは、景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加（または、好転、容易）」と回答した企業割合から、「減少（または、悪化、困難）」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因（季節調整値）を控除した数値です。

生産・売上DI

生産・売上DI推移（業種別）

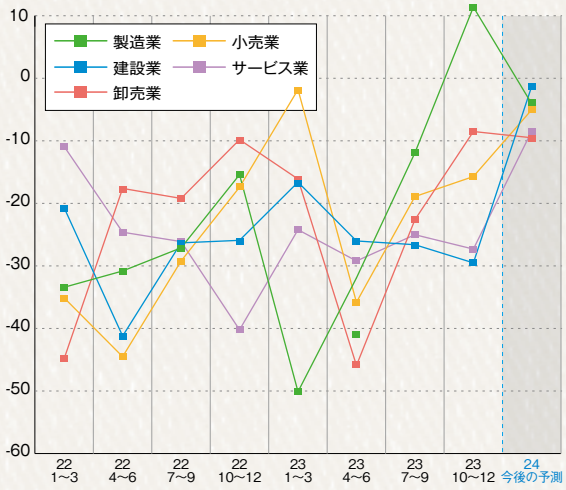

生産・売上DIの実績⇨予測（全業種総合）

実績（平成23年10月～12月）　来期予測（平成24年1月～3月）

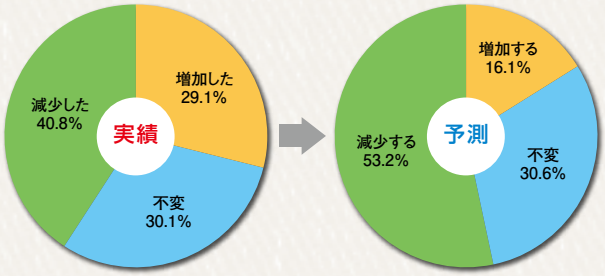

コメント　～建設業、サービス業では厳しい結果

生産・売上DIは総合で前期に比べ+5.6ポイント上昇し−16.2となり、マイナス幅が縮小した。業種別では建設業、サービス業では悪化したが、製造業、卸売業、小売業では改善した。
今後の予測では、製造業、卸売業以外では改善する見通しを立てている。

採算DI

採算DI推移（業種別）

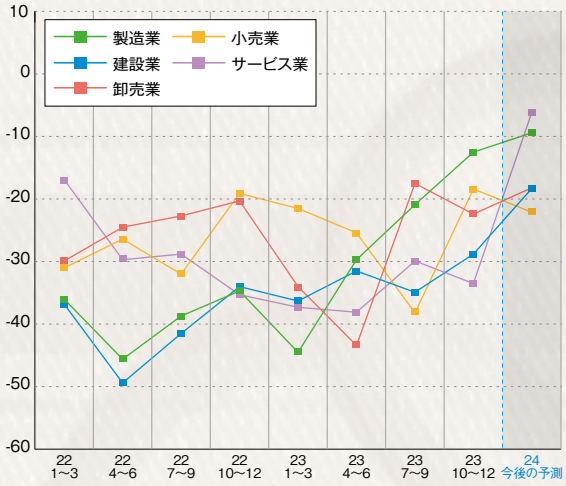

採算DIの実績⇨予測（全業種総合）

実績（平成23年10月～12月）　来期予測（平成24年1月～3月）

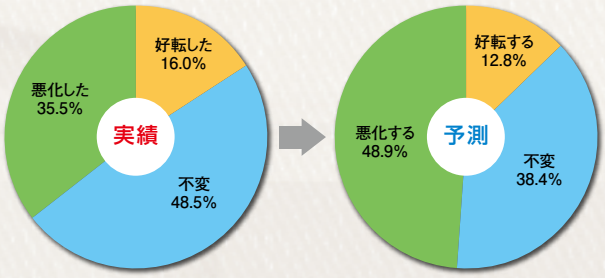

コメント　～建設業、卸売業、サービス業では厳しい結果

採算DIは、総合で前期比+5.8ポイント改善し−23.8となった。
業種別では製造業、小売業では改善したが、卸売業、サービス業では悪化した。建設業も改善したが、依然マイナス幅は大きくなっている。
今後の予測では、小売業以外では改善する見通しを立てている。

資金繰りDI

資金繰りDI推移（業種別）

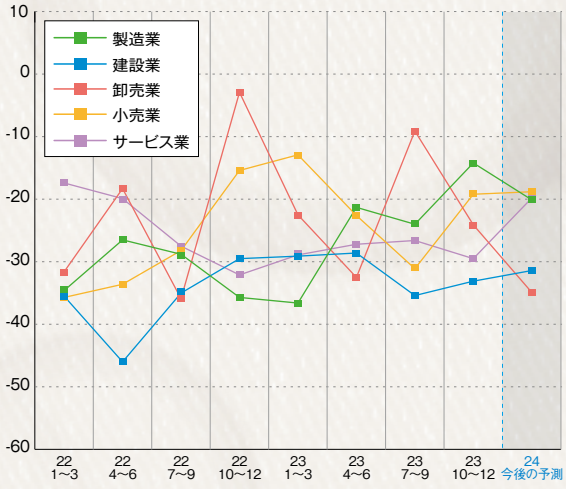

資金繰りDIの実績⇨予測（全業種総合）

実績（平成23年10月～12月）　来期予測（平成24年1月～3月）

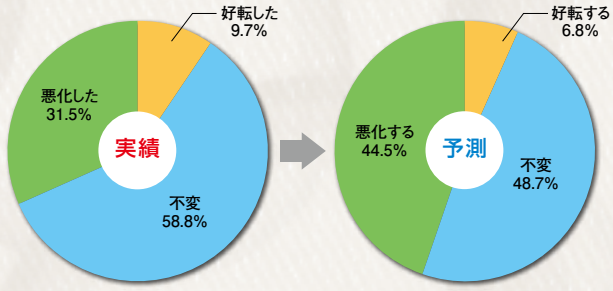

コメント　～卸売業、サービス業では厳しい結果

資金繰りDIは総合で−25.0となり、前期比+2.4ポイントとやや改善した。
業種別では、卸売業で前期比−15.0ポイントと大幅に悪化したのに対し、製造業では前期比+9.8ポイント、小売業では前期比+11.9ポイントと改善した。今後の見通しでは、建設業、小売業では横ばいを見込んでいるが、製造業、卸売業では悪化を見込んでいる。

借入難易感DI

借入難易感DI推移（業種別）

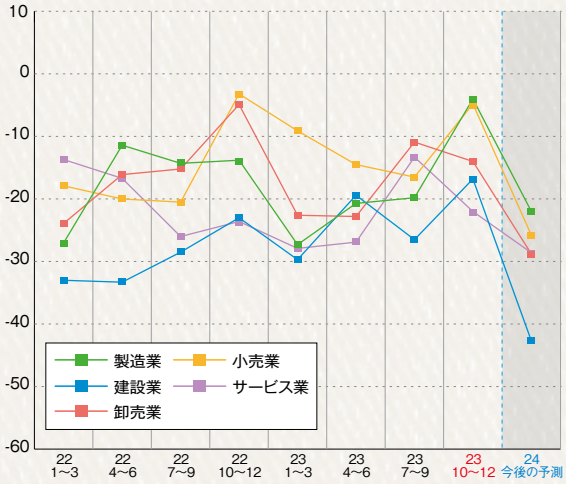

借入難易感DIの実績⇨予測（全業種総合）

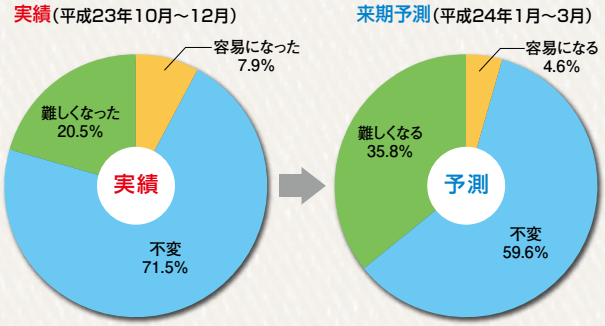

コメント　~サービス業では厳しい結果

借入難易感では、総合で前期比+6.2ポイントと若干改善し−12.6となった。業種別では製造業、建設業、小売業では改善したが、卸売業、サービス業は悪化した。
今後の見通しでは全業種で大幅な悪化を見込んでいる。

信用保証利用に対する金融機関の要請DI（次期予測）

全国

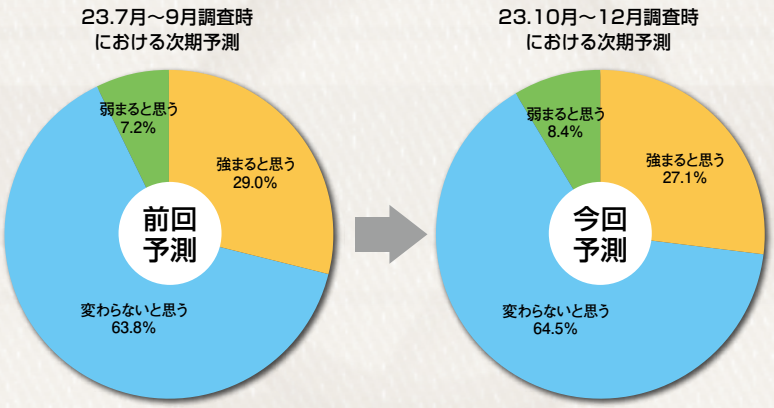

北海道

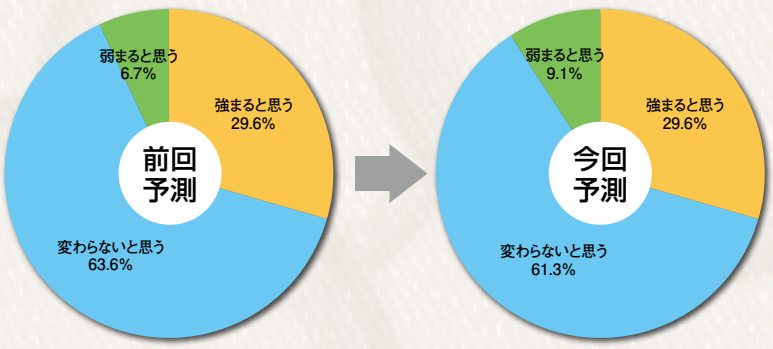

統計資料

1 保証承諾実績

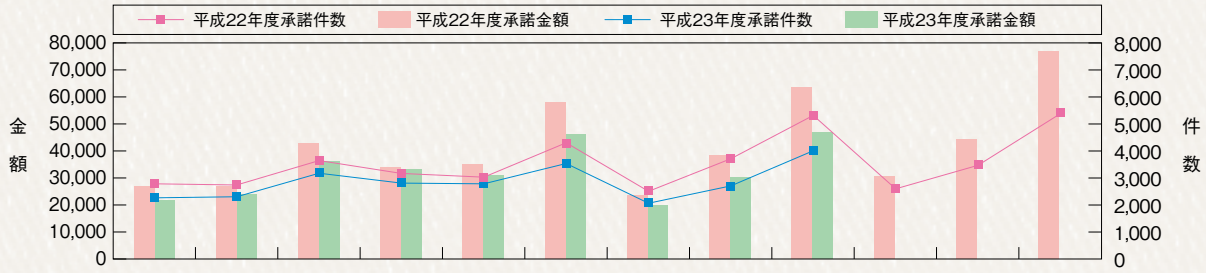

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22年度	件数	2,785	2,742	3,645	3,169	3,031	4,304	2,507	3,714	5,318	2,599	3,470	5,382
	金額	27,024	26,728	42,743	33,824	34,940	57,888	23,429	38,341	63,324	30,662	44,157	76,755
	前年比	62.9	60.1	73.3	63.7	79.9	83.0	64.0	85.4	85.9	91.7	98.3	98.0
23年度	件数	2,266	2,306	3,177	2,811	2,785	3,537	2,066	2,709	4,009			
	金額	21,706	23,807	36,003	33,157	31,015	45,970	19,932	30,207	46,784			
	前年比	80.3	89.1	84.2	98.0	88.8	79.4	85.1	78.8	73.9			

〈表中単位〉
件数：件
金額：百万円
前年比：%

2 保証債務残高実績

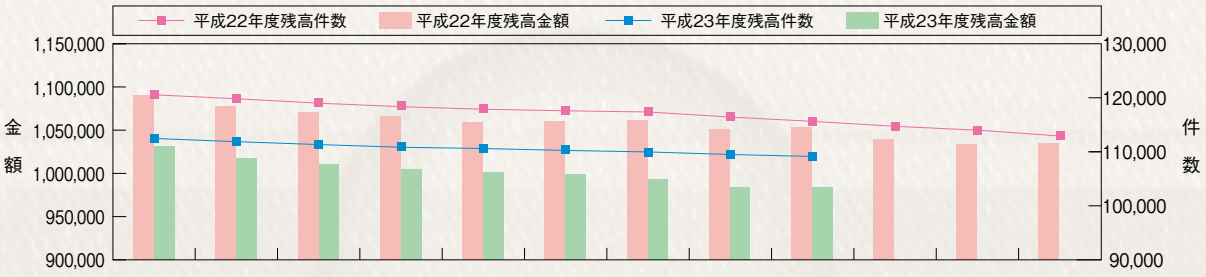

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22年度	件数	120,542	119,818	118,997	118,342	117,875	117,586	117,363	116,423	115,629	114,710	113,993	112,914
	金額	1,090,579	1,077,675	1,070,333	1,065,443	1,059,152	1,060,706	1,061,803	1,050,558	1,053,459	1,039,331	1,033,405	1,034,883
	前年比	102.8	101.1	99.4	98.2	97.3	96.6	96.1	95.8	95.5	95.2	95.1	94.7
23年度	件数	112,469	111,871	111,336	110,837	110,604	110,246	109,972	109,491	109,135			
	金額	1,031,452	1,017,434	1,010,563	1,005,125	1,001,608	998,532	993,494	984,343	984,270			
	前年比	94.6	94.4	94.4	94.3	94.6	94.1	93.6	93.7	93.4			

〈表中単位〉
件数：件
金額：百万円
前年比：%

3 代位弁済実績

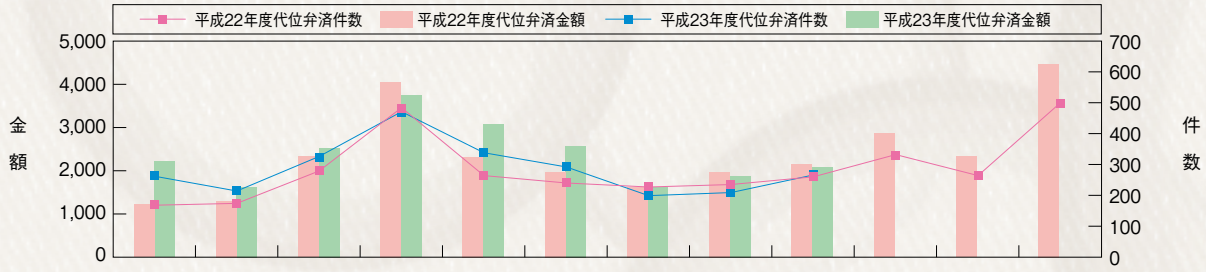

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22年度	件数	168	174	279	484	264	240	227	235	260	332	264	500
	金額	1,213	1,304	2,332	4,050	2,316	1,969	1,626	1,973	2,147	2,860	2,326	4,471
	前年比	47.8	66.6	77.0	90.6	58.1	75.4	71.7	74.3	67.1	98.5	79.3	158.0
23年度	件数	262	214	326	471	338	292	199	209	266			
	金額	2,217	1,627	2,529	3,743	3,068	2,574	1,622	1,879	2,071			
	前年比	182.8	124.8	108.4	92.4	132.5	130.7	99.8	95.2	96.5			

〈表中単位〉
件数：件
金額：百万円
前年比：%

保証承諾の構成

金融機関群別保証承諾（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
都市銀行	242	5,501	106.4%	1.9%
地方銀行	4,509	73,768	87.8%	25.6%
第二地方銀行	6,655	86,575	77.9%	30.0%
信用金庫	12,098	106,993	85.1%	37.1%
信用組合	2,107	14,948	70.2%	5.2%
その他	55	794	99.4%	0.3%
合計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

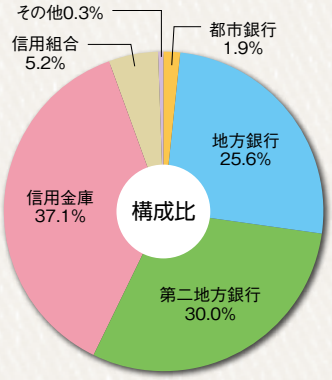

本支店別保証承諾（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
保証部	10,419	127,093	80.9%	44.0%
函館支店	2,083	24,171	88.6%	8.4%
帯広支店	1,750	17,982	91.2%	6.2%
北見支店	1,549	18,161	82.7%	6.3%
小樽支店	1,438	15,665	85.3%	5.4%
旭川支店	3,775	36,400	80.5%	12.6%
釧路支店	2,098	21,886	90.7%	7.6%
室蘭支店	832	9,438	84.2%	3.3%
滝川支店	578	6,799	82.1%	2.4%
苫小牧支店	1,144	10,987	73.7%	3.8%
合計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

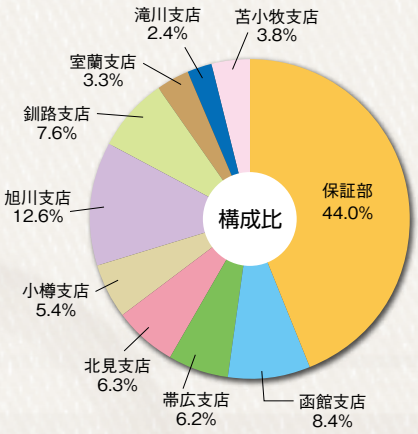

業種別保証承諾（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
食料品	1,121	17,406	81.3%	6.0%
繊維品	59	567	64.0%	0.2%
木材木製品	189	2,898	79.6%	1.0%
家具・建具	172	1,707	90.0%	0.6%
印刷・製本	203	2,368	82.9%	0.8%
窯業	80	1,210	63.6%	0.4%
機械	338	4,948	95.6%	1.7%
金属	295	3,643	74.8%	1.3%
その他製造業	289	3,248	85.2%	1.1%
小計（製造業）	2,746	37,994	81.8%	13.2%
農林漁業	110	1,074	82.4%	0.4%
鉱業	81	1,278	71.0%	0.4%
建設業	8,055	85,884	81.4%	29.8%
卸売業	3,503	47,444	87.1%	16.4%
小売業	4,900	42,251	80.5%	14.6%
運送倉庫業	1,096	15,558	76.4%	5.4%
サービス業	4,136	43,377	85.5%	15.0%
その他	1,039	13,720	90.9%	4.8%
小計（非製造業）	22,920	250,586	83.0%	86.8%
合計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

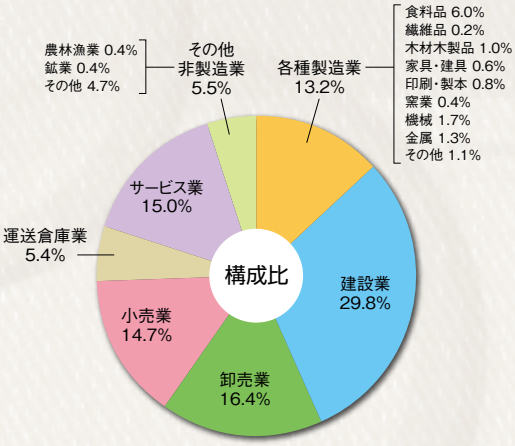

地公体融資制度別保証承諾（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
北海道制度	9,448	104,735	73.4%	36.3%
札幌市制度	4,824	56,596	88.8%	19.6%
その他市町村制度	3,937	28,963	104.2%	10.0%
制度融資以外	7,457	98,286	86.1%	34.1%
合計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

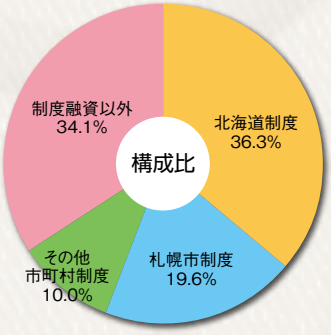

保証承諾の構成

資金使途別保証承諾

区　分	平成23年度（4月～12月）			
	件 数	金 額(百万円)	前年比	構成比
運　転　資　金	22,592	264,891	83.3%	91.8%
設　備　資　金	1,920	15,757	89.1%	5.5%
運転・設備併用	1,154	7,932	62.8%	2.7%
合　　計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

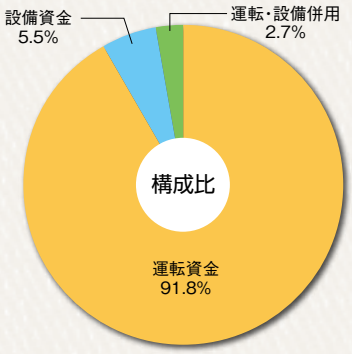

保証期間別保証承諾

区　分	平成23年度（4月～12月）			
	件 数	金 額(百万円)	前年比	構成比
1　年　以　内	10,067	113,412	91.7%	39.3%
1年超～3年以内	2,155	10,535	54.7%	3.7%
3年超～5年以内	7,124	65,306	86.6%	22.6%
5年超～7年以内	4,092	51,849	78.7%	18.0%
7　年　超	2,228	47,478	74.2%	16.5%
合　　計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

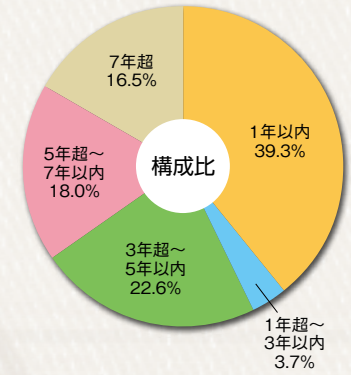

保証金額帯別保証承諾

区　分	平成23年度（4月～12月）			
	件 数	金 額(百万円)	前年比	構成比
5,000千円以下	11,832	39,236	77.9%	13.6%
5,000千円以上～10,000千円	6,445	56,987	88.0%	19.7%
10,000千円以上～30,000千円	5,906	117,358	83.7%	40.7%
30,000千円以上～50,000千円	1,143	49,129	86.3%	17.0%
50,000千円以上～80,000千円	288	19,918	68.5%	6.9%
80,000千円以上	52	5,951	85.9%	2.1%
合　　計	25,666	288,580	82.9%	100.0%

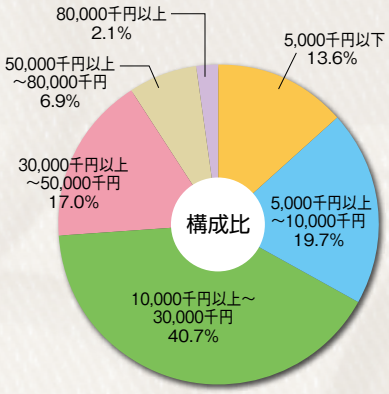

保証債務残高の構成

金融機関群別保証債務残高

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額(百万円)	前年比	構成比
都市銀行	1,243	20,595	100.8%	2.1%
地方銀行	17,366	230,105	94.6%	23.4%
第二地方銀行	30,627	319,954	92.6%	32.5%
信用金庫	51,249	357,077	93.3%	36.3%
信用組合	8,259	52,735	92.1%	5.4%
その他	391	3,803	89.2%	0.4%
合計	109,135	984,270	93.4%	100.0%

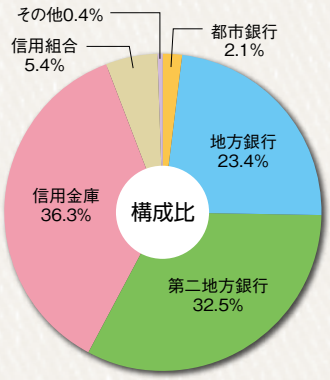

本支店別保証債務残高

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額(百万円)	前年比	構成比
保証部	46,145	443,588	92.7%	45.1%
函館支店	8,644	79,635	95.4%	8.1%
帯広支店	8,875	66,854	93.1%	6.8%
北見支店	6,557	60,190	94.9%	6.1%
小樽支店	5,317	50,319	95.4%	5.1%
旭川支店	13,649	114,901	94.5%	11.7%
釧路支店	7,691	68,651	96.2%	7.0%
室蘭支店	3,836	33,450	92.3%	3.4%
滝川支店	3,083	23,143	89.0%	2.4%
苫小牧支店	5,338	43,538	90.2%	4.4%
合計	109,135	984,270	93.4%	100.0%

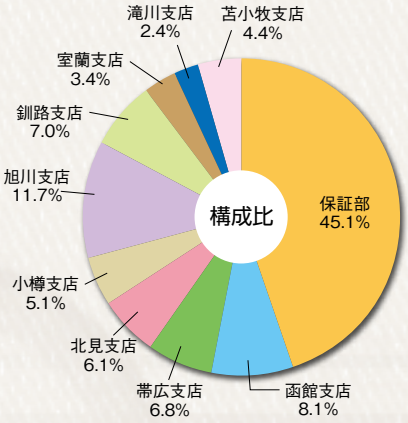

業種別保証債務残高

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額(百万円)	前年比	構成比
食料品	4,062	54,951	93.1%	5.6%
繊維品	229	2,104	98.4%	0.2%
木材木製品	747	10,250	89.9%	1.0%
家具・建具	690	5,244	92.7%	0.5%
印刷・製本	1,102	10,680	92.2%	1.1%
窯業	402	5,542	84.9%	0.6%
機械	1,341	15,595	91.8%	1.6%
金属	1,384	14,189	89.8%	1.4%
その他製造業	1,493	12,086	90.6%	1.2%
小計（製造業）	11,450	130,641	91.7%	13.3%
農林漁業	411	3,147	96.2%	0.3%
鉱業	344	4,412	88.7%	0.4%
建設業	30,390	259,733	91.9%	26.4%
卸売業	12,634	139,212	93.9%	14.1%
小売業	23,021	158,063	93.2%	16.1%
運送倉庫業	5,185	58,569	93.5%	6.0%
サービス業	20,260	164,660	95.4%	16.7%
その他	5,440	65,832	97.9%	6.7%
小計（非製造業）	97,685	853,629	93.7%	86.7%
合計	109,135	984,270	93.4%	100.0%

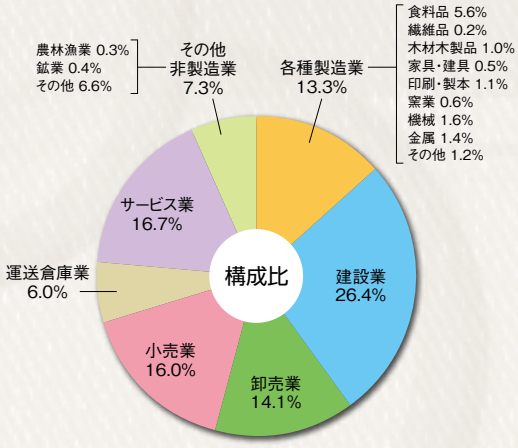

地公体融資制度別保証債務残高

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額(百万円)	前年比	構成比
北海道制度	48,264	444,847	87.4%	45.2%
札幌市制度	16,380	153,978	100.4%	15.6%
その他市町村制度	12,449	69,536	105.5%	7.1%
制度融資以外	32,042	315,908	97.1%	32.1%
合計	109,135	984,270	93.4%	100.0%

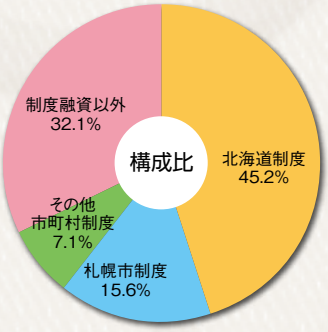

代位弁済の構成

金融機関群別代位弁済（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
都市銀行	35	626	174.8%	2.9%
地方銀行	345	3,893	159.5%	18.3%
第二地方銀行	800	6,996	110.6%	32.8%
信用金庫	1,122	7,993	102.3%	37.5%
信用組合	265	1,700	86.5%	8.0%
その他	10	123	371.5%	0.6%
合計	2,577	21,331	112.7%	100.0%

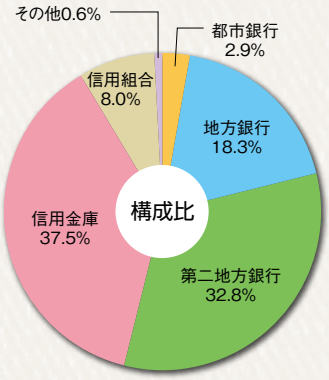

本支店別代位弁済（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
保証部	1,505	12,288	116.8%	57.6%
函館支店	118	998	105.6%	4.7%
帯広支店	135	935	115.4%	4.4%
北見支店	95	867	144.3%	4.1%
小樽支店	94	701	90.6%	3.3%
旭川支店	296	2,394	113.8%	11.2%
釧路支店	116	1,093	69.9%	5.1%
室蘭支店	72	758	124.9%	3.6%
滝川支店	31	255	63.6%	1.2%
苫小牧支店	115	1,044	171.8%	4.9%
合計	2,577	21,331	112.7%	100.0%

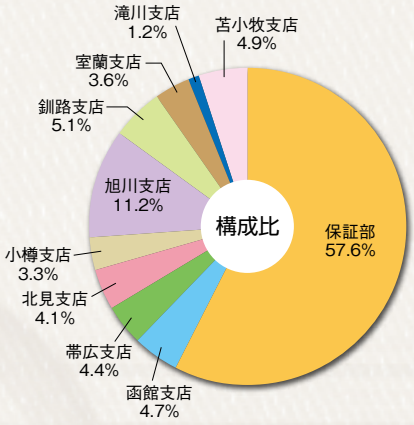

業種別代位弁済（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
食料品	108	1,582	147.5%	7.4%
繊維品	3	25	98.1%	0.1%
木材木製品	20	287	176.0%	1.3%
家具・建具	24	119	160.5%	0.6%
印刷・製本	19	186	148.1%	0.9%
窯業	5	185	357.0%	0.9%
機械	28	471	124.1%	2.2%
金属	16	71	20.2%	0.3%
その他製造業	32	144	45.4%	0.7%
小計（製造業）	255	3,071	119.9%	14.4%
農林漁業	8	54	146.4%	0.3%
鉱業	8	126	71.2%	0.6%
建設業	857	7,480	102.7%	35.1%
卸売業	342	2,968	126.0%	13.9%
小売業	624	4,096	130.5%	19.2%
運送倉庫業	99	820	105.7%	3.8%
サービス業	297	1,962	110.4%	9.2%
その他	87	755	91.7%	3.5%
小計（非製造業）	2,322	18,260	111.5%	85.6%
合計	2,577	21,331	112.7%	100.0%

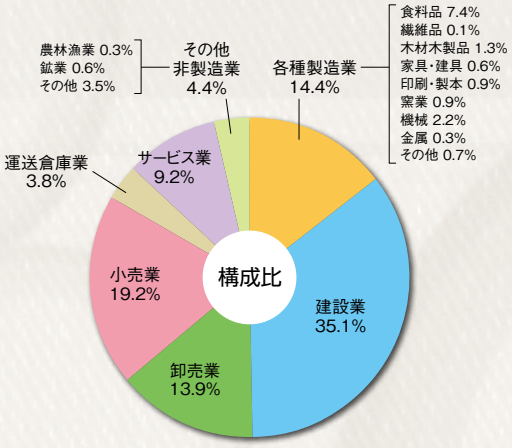

地公体融資制度別代位弁済（年度累計）

区分	平成23年度（4月～12月）			
	件数	金額（百万円）	前年比	構成比
北海道制度	1,140	9,831	117.6%	46.1%
札幌市制度	420	4,042	132.9%	18.9%
その他市町村制度	81	443	127.1%	2.1%
制度融資以外	936	7,016	97.7%	32.9%
合計	2,577	21,331	112.7%	100.0%

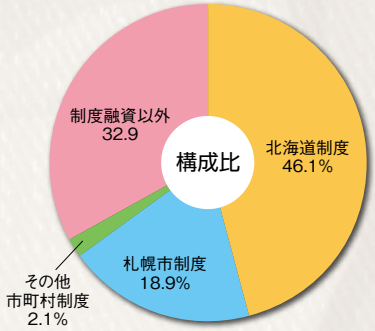

お問い合わせ先のご案内

本店
060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL：011-241-5554
FAX：011-221-1085

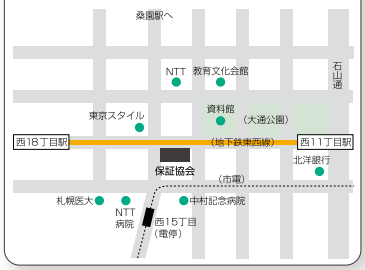

旭川支店
070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL：0166-24-1441
FAX：0166-25-5649

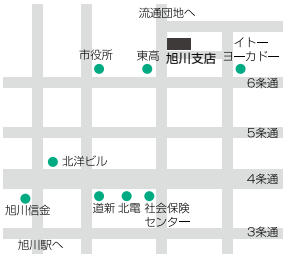

函館支店
040-8691 函館市大森町24番1号
TEL：0138-23-8425
FAX：0138-23-8471

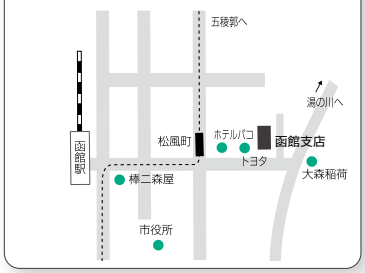

釧路支店
085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL：0154-23-1361
FAX：0154-23-1364

帯広支店
080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL：0155-24-3658
FAX：0155-24-3661

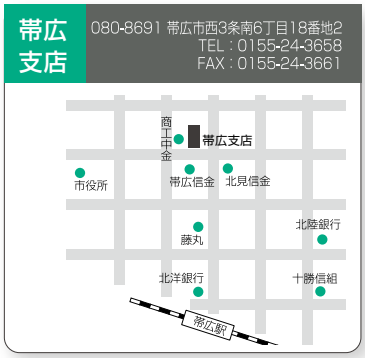

室蘭支店
050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
（市中小企業センター3階）
TEL：0143-45-6001
FAX：0143-45-7818

北見支店
090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL：0157-24-5196
FAX：0157-24-5191

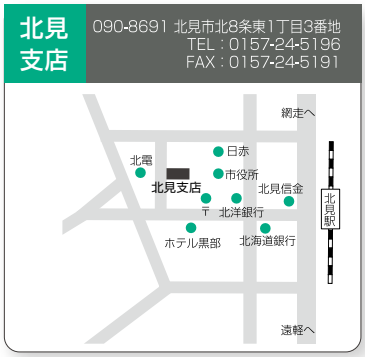

滝川支店
073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL：0125-23-1201
FAX：0125-22-1360

小樽支店
047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
（小樽経済センター2階）
TEL：0134-22-5188
FAX：0134-22-5918

苫小牧支店
053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
（苫小牧経済センタービル2階）
TEL：0144-33-1751
FAX：0144-32-3915

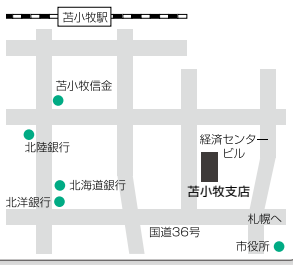

お気軽にご相談ください。

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆様方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用ねがいます。

連絡所（次の市町村の商工会議所、商工会内にあります）

●本店	岩見沢 江別 恵庭
●函館	北斗 江差 森 八雲
●帯広	本別 清水 幕別
●北見	北見（留辺蘂） 網走 紋別 遠軽 斜里
●小樽	岩内 倶知安 余市
●旭川	留萌 稚内 名寄 富良野 士別 上川
●釧路	根室 白糠 厚岸
●室蘭	伊達
●滝川	深川 美唄 芦別
●苫小牧	浦河 白老 新ひだか

ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

■最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

■監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。

■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

利用にあたって、ご不審な点がありましたら信用保証協会、金融機関もしくは地元警察等へご連絡ください。

詳しくは最寄りの信用保証協会、金融機関、信用保証協会連絡所、商工会議所および商工会の窓口におたずねください。

次号「保証のしるべ平成24年春号」は5月下旬に発行予定です。

北海道信用保証協会

http://www.cgc-hokkaido.or.jp/

郵便番号　060-8670　札幌市中央区大通西14丁目1番地
電　　話　直通(011)241-5554・FAX(011)221-6998